

# ヘルパーステーション 愛うえお 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 株式会社アイプランニングが開設する、ヘルパーステーション愛うえお（以下「事業所」という）における指定訪問介護の事業及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業（以下「訪問介護の事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護員等が、要介護状態にある高齢者等に対し適切な訪問介護を提供し、要支援状態にある高齢者等に対し介護予防を目的とした日常生活上の支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業は、利用者様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業は、利用者様の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業は、市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の訪問介護事業者、介護保険施設との連携に努めて行う。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

5 事業所は、前各項のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

### (事業所の名称等)

第3条 指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション 愛うえお
- 二 所在地 札幌市中央区南13条西15丁目3-27 フリューブジョーズ 106

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・サービス提供責任者と兼務）
- (2) サービス提供責任者 1名（常勤・管理者と兼務）
- (3) 訪問介護員 常勤2.5名以上

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

サービス提供責任者は、利用者様に対する指定訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの利用申し込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画の作成を行う。

訪問介護員は、訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画に基づいた訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを行う。

### 第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日  
年中無休とする。
- 二 営業時間  
7：30から18：00までとする
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### 第4章 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの方法、内容及び利用料、その他の費用の額

（訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供方法）

第6条 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供開始に際し、あらかじめご利用申込者又はそのご家族に対し運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

- 2 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの開始に際し、あらかじめ利用者様の希望を基礎として訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。

第7条 正当な理由なく訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、ご利用申込者に対して適切な訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供が困難であると認めた場合は、他の訪問介護事業所を紹介するなど必要な対応を講じる。

第8条 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供を求められた場合は、被保険者証により被保険者資格、要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定

等」という)の有効期間を確認する。

第9条 被保険者の要介護認定等に係る申請に関しては、ご利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

- 2 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供に際し、要介護認定等を受けていないご利用申込者については要介護認定等の申請が既に行われているか否か確認し、行われていない場合には利用者様の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。
- 3 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者様が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前には行われるよう、必要な援助をする。

第10条 利用者様が他の訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの利用を希望する場合、その利用者様からの申し出があった場合には、その利用者様に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。

(訪問介護及び介護予防訪問介護の方針)

第11条 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスは、利用者様の要介護状態及び要支援状態(以下「要介護状態等」という)の軽減若しくは悪化の防止又は予防を資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

- 2 訪問介護従事者は、自らその提供する訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 3 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供にあたっては、訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービスに基づき、利用者様の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 4 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービス従事者は、訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供にあたって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者様又はご家族に対し理解しやすいように説明を行う。
- 5 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供にあたって、常に利用者様の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者様に対し適切なサービスを提供する。
- 6 利用者様の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者様の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者様の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者様の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

(訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービスの作成)

第12条 訪問介護従事者及び札幌市訪問介護相当型サービス従事者(以下「従事

者」という)は、共同して利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画を作成する。

- 2 従事者は、それぞれの利用者様に応じた訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画を作成し、利用者様又はご家族に対し、その内容等について説明する。
- 3 訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービスの作成にあたっては、既に居宅サービス計画又は札幌市訪問介護相当型サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 従事者は、それぞれの利用者様について、訪問介護計画及び札幌市訪問介護相当型サービス計画に沿ったサービスの実施状況及び評価を記録する。

(訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの利用料)

第13条 訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを提供した場合のご利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスが法定代理受領サービスである時は、1割～3割とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスに要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
  - 一 事業所から片道おおむね20キロメートル以上300円以降、5キロメートルを越えるごとに200円を加算する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者様またはそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。

## 第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、札幌市内とする。

## 第6章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持)

- 第15条 従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を洩らさない。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持

する旨を、従事者との雇用契約とする。

(苦情処理)

第16条 提供した訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの利用者様からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者様に対する訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様のご家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者様に対する訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

(緊急時等における対応方法)

第18条 訪問介護員は、訪問介護及び札幌市訪問介護相当型サービスを実施中に、利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所に連絡する等の措置を講じる。

(衛生管理)

第19条 従事者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断等の管理を行う。

- 2 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。
- 3 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講じる。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第20条 居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、利用者様に対して事業所によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

(記録の整備)

第21条 従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  
サービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止のための処置に関する事項)

第22条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の処置を講ずる。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見人制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待防止の啓発・普及のための研修の実施
- ⑤ 虐待防止委員会を設置し、定期的(年1回以上)に開催

附則

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

この変更規程は、令和7年4月1日から施行する。